

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

宮城県栗原郡高清水町

### 2 構造改革特別区域の名称

高清水かつらっこ特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

宮城県栗原郡高清水町の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

本町は、宮城県の北部に位置し、仙台市から約50km、岩手県に隣接する栗原郡の南の玄関口にあたり古来より旧奥州街道の宿場町として栄えてきました。

産業は豊かな土壌と町名にも由来する桂葉清水に代表される豊富な水を資源とする水田農業が主体の町であります。昨今の経済事情の変化により農業従事者の高齢化、共働き世帯の増加などにより地域全体の就業構造が大きく様変わりしてきています。

また、平成17年4月には栗原郡10町村が大同合併し、新生「栗原市」として誕生することになり広域に埋没しない特色ある地域づくりが求められています。

本町の人口は、4,447人（平成16年8月末日現在）で10年前の総人口4,885人から比較しても年々漸減傾向にあります。対照的に65歳以上の高齢者人口は、1,117人（25.1%）で10年前の887人（18.2%）に比べ急速に増加しています。一方で生産年齢人口（15歳～64歳）、及び年少人口（0～14歳）が減少しています。

特に年少人口については571人（12.8%）であり将来推計人口においても平成27年には399人（11.3%）と減少傾向は進行し、このことは将来の町づくりを考える上で非常に大きな障害になってくると危機感をもつに至っています。とりわけ幼児の成長過程においては幼児同士の交流、ふれあいの機会が極端に減少し社会性を育む上で大きな課題となってきています。

また、本町は、明治35年に町制を施行して以来102年間合併がなく町内には小学校が1校、中学校が1校だけの典型的な単独町であり義務教育期間を通じての9年間は全員が顔見知りの同級生であります。

それだけに小学校入学前の幼稚園・保育園において別け隔てのない保育を望む保護者の要望が多くあがっています。

（下表資料1・2・3参照）

## ○町独自の取組

こうした状況を踏まえ平成8年ごろから少子化に対応する幼稚園・保育所のあり方を真剣に検討する動きが出てきました。保護者や町民から「高清水の子どもはいっしょ」という視点で、幼稚園と保育園を一体化した保育を交流し色々な経験や体験をさせ、社会性を育てて欲しいという要望が強く出てきました。平成9年度には町独自に幼稚園と保育所の一体化を目指した研究を始め、平成10年度に当時の文部省から幼稚園・保育所の共用施設運営に関する実践研究協力施設に指定され、この研究を通じて幼稚園・保育所の連携を模索する動きが加速しました。

このことはともに老朽化して建て替えの時期にきていた幼稚園・保育所の改築にあたり施設の合築を模索する動きとなり、この構想が宮城県の「夢プラン推進モデル事業」に採択されました。平成12年度には子育て支援センターを含めた幼・保の一体施設「かつらっこハウス」建設計画が文部省・厚生省の施設整備事業に採択され施設の整備を実施しました。

資料1 年齢別人口調査 H16・9・2現在

階	層	人	口	階	層	人	口
0	～ 4 歳	172		4 5	～ 4 9 歳	327	
5	～ 9 歳	185		5 0	～ 5 4 歳	407	
1 0	～ 1 4 歳	214		5 5	～ 5 9 歳	334	
1 5	～ 1 9 歳	263		6 0	～ 6 4 歳	261	
2 0	～ 2 4 歳	271		6 5	～ 6 9 歳	295	
2 5	～ 2 9 歳	232		7 0	～ 7 4 歳	293	
3 0	～ 3 4 歳	200		7 5	歳 以上	530	
3 5	～ 3 9 歳	206		(後期高齢)			
4 0	～ 4 4 歳	257		計		4,447	

資料2 将来推計人口(H12を基準にコーホート推計法による)

区 分		平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年
年少人口	0～14	996	799	644	550	478	399	344
生産年齢 人口	15～ 64	3104	2988	2782	2539	2294	1959	1618
老年人口	65 歳 以上	744	915	1044	1114	1097	1155	1203
後期高 齢	75 歳 以上	259	324	436	527	600	613	565
総 計		4844	4702	4470	4203	3869	3513	3165

資料3 年代別年少人口

年代	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
人口	23 (途中)	40	45	32	32	32	204

平成13年度にこの施設がスタートしてから3年間、より効率的な運用方法の試行を重ねながら、幼稚園教諭と保育士の人事交流そのために必要な両方の資格・免許を全職員に取得させ、幼・保の併任発令、カリキュラムの調整等、準備をしてきました、今後は保育園や幼稚園における保育指針と幼稚園教育要領を年齢に応じた保育カリキュラムに再編し、「夢プラン」の作成にあたり掲げた「日本一子育てのし易い町づくり」の目標を実現するための拠点施設としてその実現を目指すものであります。

5 構造改革特別区域計画の意義

今回の構造改革特別区域計画が実現されれば、「子育て支援センター、児童館とともに高清水の子育てネットワークを形成し安心して子育てが出来る環境を創造する」、という町の施策を推進することになります。

具体的には

高清水町の出生数は年間40人を割る状況で推移している中で、次代を担う子どもたちが幼稚園・保育園の壁を越えて一つの屋根の下で一体化して活動し、遊び、養育されることによって、幼児期に必要とされる集団での生活が確保され、社会性、協調性、自主性を涵養することが可能になります。

施設を共用化することができれば、その年々で入園者の異なる年齢構成に応じて保育室の割り振り・組替えが柔軟に対応できるようになります。

これまでは保育園・幼稚園の分類の中でそれぞれの指針、要領に基づいてカリキュラムを調整しながら活動しており、同年代の保育に幼稚園教諭と保育士の2名の職員配置が必要でしたが、今回の特例措置を活用することにより保育士と幼稚園教諭の併任発令を受けた職員を活用し、職員配置の合理化、効率化を図ることが出来ます。

また、子育てを地域で支える体制が整えられれば、女性の社会参加が進んで地域の活性化が図られたり、保護者が安心して就労することが可能になります。

さらに、今回の特区計画を契機として、高清水町が推進する「日本一子育てのし易い町づくり」が実現されれば、全国的にも幼保の合同化事業の流れを波及させることが出来ると思います。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

「夢プラン推進モデル事業」の目標は、「日本一子育てのし易い町づくり」の実現であり、保育園と幼稚園、そして子育て支援センターが一体化して「子育ての拠点施設」となることでもあります。

《幼稚園・保育園が一体運営により目指す目標》

- ・ 両親、家族が「地域の子育て支援」を得て安心して働ける環境の町の創造
- ・ 子供たちが、多くの異年齢の子供たちと幼少の時から関わりあうことにより「いたわりの心」「思いやりの心」の醸成
- ・ より多くの町民がボランティアで、子供たちとのかかわりを持ち互いに人権を認め合う町づくりを实践
- ・ 保育園・幼稚園・子育て支援センター等、社会全体でのきめ細かい子育て支援（地域のコミュニティ作りの支援）の実現
- ・ 子育て経験者がボランティアで次代を担う「高清水っ子」の子育てに参加できる（高齢者の社会参加）環境づくり。
- ・ 施設管理面における管理経費の有効活用
- ・ 人事の交流及び、併任発令による円滑な運営（職員意識の改革）

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革区域に及ぼす経済的社会的効果

- ・ 社会性、協調性、自主性をもった子どもを育てることにより、健全な精神を持った未来の高清水町を担う若者たちを育成することができます。
- ・ 両親、家族が「地域の子育て支援」を得て安心して働ける環境の町の創造を実現することで、女性の社会参加や雇用の安定・地域経済の活性化につながります。
- ・ 子どもの頃から充実した幼児教育を行うことにより、高清水町に対する愛着が生まれ、農業が主体の町において、農家の後継者不足の解消につながることを期待できます。

## 8 特定事業の名称

- ・ 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（807）
- ・ 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（914）

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

### ○ 幼稚園保育料と保育園保育料の整合化事業

保育園保育料は国から示される保育料徴収金基準額表を基に算定されているが幼稚園については明確な根拠がなく、幼稚園・保育園が分け隔てのない保育を目指す理念に則し、時間あたりの保育サービスに対する負担割合の整合性を図るための調整をする予定であります。

### ○ 福祉バスの導入

幼・保園児の通園においても「かつらっこハウス」を起終点に誰もが利用出来る「福祉バス」を町内一円に循環させ、親の送迎の負担緩和と園児同士が車内でのコミュニケーション醸成を後押しする。

- 誰でも自由に利用出来る子育て支援センターの設置。
- 近接する児童館において小学生の預かり保育を総合的に提供。

## 【別紙】

### 1 特定事業の名称

番号：807

名称：幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

### 2 当該規制の特例措置を受けようとする者

高清水町立高清水幼稚園

施設の設置主体：高清水町

施設の規模：床面積1,387.225㎡(鉄筋コンクリート2階建て)

施設の所在地：宮城県栗原郡高清水町字佐野丁32

### 3 当該規制の特例措置の適用開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

主 体 高清水町

区 域 高清水町全域

実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

概 要 幼稚園児数の減少により、現在のかつらっこハウス(高清水町立高清水幼稚園・高清水町保育園)の施設で、幼稚園に在籍しない幼児(保育園児等)を含めて合同活動ができるように、保育者同士の研修や研究を進め、年齢に応じた同一の指導計画に基づき保育活動を行う。

### 5 当該規制の特例措置の内容

幼児を取り巻く地域環境は、本町においても、少子化、核家族化の傾向が進み、多様な保育活動ができにくい状況になってきている。

こうした環境の中で育つ幼児は、友達関係が希薄で自発的な遊びの減少を招き、色々な経験や体験の不足を生じさせ、心豊かな人間性や社会性を涵養するうえで問題となっている。また、保護者や町民から、少子化の中で育つ子どもたちのために、行政面は二元化しているが「高清水の子どもはいっしょ」という視点に立ち、就学前教育を一体的に進め、幼稚園児と保育園児が合同活動をし、色々な経験や体験をさせ、社会性を育ててほしいという要望が強くなってきた。

このような問題を解決するため、特別区域計画を活用し、幼稚園に在籍しない同年齢の保育園児と合同で教育・保育活動を行うことにより、幼児期に必要な集団生活が確保され、社会性、協調性、自主性を涵養することが可能になると考える。

**特例措置適用の要件は別添の通りです。**

## 【別紙】

### 1 特定事業の名称

番号：914

名称：保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業

### 2 当該規制の特例措置を受けようとする者

高清水町保育園

施設の設置主体：高清水町

施設の規模：床面積1,387.225㎡(鉄筋コンクリート2階建て)

施設の所在地：宮城県栗原郡高清水町字佐野丁32

### 3 当該規制の特例措置の適用開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

主 体 高清水町

区 域 高清水町全域

実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

概 要 現在のかつらっこハウス(高清水町立高清水幼稚園・高清水町保育園)の施設で、幼稚園児と保育園児が合同で活動ができるように、保育者同士の研修や研究を進め、年齢に応じた同一の指導計画に基づき保育活動を行う。

### 5 当該規制の特例措置の内容

幼児を取り巻く地域環境は、本町においても、少子化、核家族化の傾向が進み、多様な保育活動ができにくい状況になってきている。

こうした環境の中で育つ幼児は、友達関係が希薄で自発的な遊びの減少を招き、色々な経験や体験の不足を生じさせ、心豊かな人間性や社会性を涵養するうえで問題となっている。また、保護者や町民から、少子化の中で育つ子どもたちのために、行政面は二元化しているが「高清水の子どもはいっしょ」という視点に立ち、就学前教育を一体的に進め園児同士色々な経験や体験をさせ、社会性を育てて欲しいという要望が強くでてきた。

このような問題を解決するため、特別区域計画を活用し、保育園の定員の範囲内で同年齢の幼稚園児と合同で教育・保育活動を行うことにより、幼児期に必要なとされる集団生活が確保され、社会性、協調性、自主性を涵養することが可能になると考える。

**特例措置適用の要件は別添の通りです。**

## 【特例措置適用の要件】

### 1 児童福祉最低基準（面積・職員配置）を満たしていること

#### （１）面積

		定員	入園予定者 (実施人数)	児童福祉最低基準
4歳児	保育園	10人	10人	83.25 m <sup>2</sup> 79.2 m <sup>2</sup> (1.98×40人)
	幼稚園	30人	21人	
5歳児	保育園	10人	10人	105.75 m <sup>2</sup> 79.2 m <sup>2</sup> (1.98×40人)
	幼稚園	30人	22人	
合計	4歳児	40人	31人	189 m <sup>2</sup> 158.4 m <sup>2</sup> (1.98×80人)
	5歳児	40人	32人	

入園予定人員はH17年4月1日現在

#### （２）職員配置数

	定員	入園予定人員 (実施人数)	職員配置	児童福祉施設 最低基準	幼稚園設置基準
4歳児	40人	31人	2人	30人に1人	35人に1人
5歳児	40人	32人	2人	30人に1人	35人に1人
合計	80人	63人	4人		

### 2 合同活動を実施する施設

保育園と幼稚園の施設の共用化に関する指針に基づいて建設された共用施設かつらっこハウス（高清水町保育園・高清水町立高清水幼稚園）において実施。

### 3 合同活動の特例の認定を受けること

今回申請

### 4 幼稚園免許と保育士資格

本町では、保育園保育士及び幼稚園教諭の採用にあたり、保育士資格と幼稚園教諭免許を有していることを条件としている。現在両園の兼務辞令が交付されている。

### 5 合同保育の内容

保育・教育内容は、保育所保育指針と幼稚園教育要領に則り保育計画・教育計画を作成し、それに基づいた保育を行い、幼児期の保育は生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期であることを認識し、個性の伸長を図り、生きる力を育むことを基本方針として

同じ町内に住む幼児を保育するという認識のもとに、幼稚園・保育園が同一の目



標を掲げ、共通理解を深めて合同保育に取り組むこととした。

・健康で豊かな感性と創造力をもった逞しい子どもを育成する。

- 1) みんなと遊べる子ども
- 2) 逞しく活動できる子ども
- 3) 素直に表現できる子ども

合同活動の計画立案するにあたっては、幼児に経験させ身につけさせたいことを幼・保の保育者が選択し、幼児の興味・関心・生活環境等に留意しながら総合的な活動になるように配慮する。具体的には、基本的生活習慣や表現活動の基礎となるもの、遊びや仕事の知識態度、集団生活に必要な決まりや友だちとのかわり方等を養っていくものとする。また、時期、幼児の実態を考慮して柔軟性のある計画とする。

一日の生活タイム



合同活動は、年間指導計画により、毎週金曜日に担任が打ち合わせ、どんな活動をするのか内容を話し合いきめる。

## 5 共用する保育室の管理

4歳児、5歳児の幼稚園と保育園の入園児童数にあわせ、保育室全体を移動可能なパーティションで二部屋に仕切り合同活動をするが、幼稚園・保育園の基本財産は変更しないでそれぞれ管理していく。

こうした日常的な合同活動の実施により「幼・保一元化」が図られ、幼児期にふさわしい道徳性、自我の形成にかかわる生活体験や社会生活上のルール、そして子どもたちの生きる力と豊かな情操が育まれると考える。